

## ◎特定タンカーに係る特定賠償義務履行

### 行担保契約等に関する特別措置法

(平成二四年六月二七日法律第五二号)

#### 一、提案理由(平成二四年六月一三日・衆議院国土交通委員会)

○羽田国務大臣 ただいま議題となりました特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

○洲連合がイラン産原油を輸送するタンカーに係る保険契約についての再保険の引き受けを禁止する措置を講ずることにより、船舶油濁損害賠償保障法において締結が義務づけられる油による汚染損害に関する保険契約の締結が困難となるなどの事態が生じ、イラン産原油を我が国に輸送するタンカーの運航ができなくなることが見込まれます。

我が国としては、こうした事態を回避し、イラン産原油を我が国に輸送するタンカーの運航を確保することで、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営を維持する必要があります。

#### 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、イラン産原油を我が国のみに輸送するタンカーの所有者が、一定の損害賠償の義務の履行を担保する契約を保険者と締結している場合、政府は、これにより手当てされる金額に相当する金額を保険者に交付する契約を、当該タンカーの所有者との間で締結することができるとしております。

第二に、この法律は、イランをめぐる国際情勢その他の情勢の変化により、イラン産原油を輸送するタンカーの運航に伴つて生ずる損害の填補について、保険金額が一定額以上の保険契約の締結が可能であると認められるに至ったとき等には、速やかに廃止することとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行ふこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由です。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

二、衆議院国土交通委員長報告(平成二四年六月一五日)

○伴野豊君 ただいま議題となりました両法律案につきまして

## 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法

一八六

申し上げます。

まず、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案について、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、欧州連合によるイランに対する制裁措置により、イラン産原油を我が国に輸送する特定タンカーの運航ができなくなる事態を回避するため、特定タンカー所有者が一定の損害賠償義務の履行を担保する契約を保険者と締結している場合、政府は、これにより支払われる金額を保険者に交付することができる契約を特定タンカー所有者との間で締結することができるなど、特別の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る六月十二日本委員会に付託され、十三日羽田国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、本日、質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

.....(略).....

### 三、参議院国土交通委員長報告(平成二四年六月二〇日)

○岡田直樹君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。

まず、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案は、イラン産原油を輸送するタンカーについて、欧州連合による再保険の引受け禁止措置により、船舶油濁損害賠償保障法に規定する保障契約の締結等が困難となることに対応して、特定タンカー所有者との間で特定賠償義務履行担保契約を締結する者に対し、当該担保契約の義務の履行として支払われる金銭の額に相当する金額の交付金を政府が交付するなどの特別の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、欧州連合の動向と本法律案提出の時期との関係、特定保険者交付金交付契約に関する大臣協議の意義、イランに対する経済制裁措置が我が国の原油確保に与える影響等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。